

三重県「多様な子どもの居場所」創出・運営支援補助金 運営ハンドブック

1 趣旨 三重県子ども条例と本事業の考え方

- 本事業は三重県子ども条例（令和7年3月 21日三重県条例第4号）に基づき、子どもの「安全・安心な居場所」を守るためのものである。
- 三重県子ども条例、子ども施策の周知（パンフレット配布など）に協力すること。
- 交付要領と本ハンドブックの遵守が、補助金交付の必須条件である。

2 子どもの安全・安心の確保（交付要領 第10条関係）

- **安全管理（必須事項）：**
 - 食中毒の予防（手洗い、食材管理）、アレルギー対応の確認体制を整備すること。
 - 施設・設備の安全点検、怪我の予防策、事故発生時の確認と周知をすること。
 - 災害時（地震・火災）の避難経路の確認と周知をすること。
- **権利擁護：**
 - 子どもの意見表明権の尊重（活動への参加を強制しない、意見を聴く姿勢）すること。
 - 怒鳴る、罰を与える等の不適切な関わりを行わないこと。
- **個人情報保護：**
 - 活動写真の撮影・SNS掲載時のプライバシー保護（必ず保護者の同意を得る、顔が特定できないよう配慮する等）に十分配慮すること。

3 補助金の適正な執行（交付要領 第6条関係）

- **経費の区分（対象外経費の明記）：**

対象外となる経費の例：

- 団体の運営スタッフ自身の人件費（給与・賃金）、物品購入。研修費。
- 団体の事務所家賃や、自己所有物件の会場費。
- スタッフ間の会議費、飲食代（子どもに提供する食材料費とは別）。
- 物品等を購入の際、金券や電子マネー等、現金以外を使用したもの。

- **証拠書類（領収書等）の要件：**

- 必須要件（①日付、②宛名（団体名）、③金額、④但し書き（購入内容）、⑤発行者を明記すること。
- 代表者個人や関連会社との不透明な取引（補助事業者の役員が経営する企業との取引、役員の子親等以内の親族が経営する企業からの購入など、利益相反が疑われる取引）は認めない。
- 他の補助金（市町・民間助成金）との**経費の明確な区分**（二重申請の禁止）をすること。

- **不正行為の禁止：**

- 交付要領第18条（交付決定の取り消し）に該当する以下の行為を「不適切な事例」として明示します。
 - **虚偽申請：**活動実績（開所日数、利用者数）の水増し。
 - **架空請求：**購入実態のない領収書（預け金等）の作成。
 - **目的外利用：**補助金で購入した備品等の私的利用。
 - **二重申請：**他の補助金と同一の領収書を提出すること。

4 事業の実施状況の確認及び立入検査（交付要領 第21条関係）：

（定期・随時の確認）

- 県は、補助事業の適正な実施を確認するため、電話、書面、または訪問により事業の実施状況や経理状況の確認を行うことがある。

（立入検査）

- 県が必要と認める場合、**事前告知なしの「抜き打ち」を含め、事業実施場所（居場所）や事務所に立入検査**を行うことがある。

（協力義務）

- 補助事業者は、これらの確認及び検査に対し、正当な理由なく拒否、妨害、または虚偽の回答をしてはならない。
- 正当な理由なく協力を拒否した場合等は、交付条件違反として、交付要領第18条第3号に基づき交付決定の取り消し等の対象となる。
- 備品については減価償却ができる資産の耐用年数表を参考に、購入から2年以内に故障等の理由により、使い続けられなかった場合については速やかに県に報告しなければならない。

5 セーフティネット機能（交付要領 第10条(2)関係）

- 「気がかりな子ども」発見時の対応：
 - 虐待や貧困のサインに気づいた場合、一人で抱え込まず、速やかに関係機関に相談すること（基礎事業の要件）。
- 主な相談先（別表3）の周知：
 - 市町の担当課、社会福祉協議会、児童相談所（189）等への連絡体制を確認すること。
 - 相談内容に関する守秘義務の遵守を徹底すること。

6 誓約事項

- 補助金申請者は、交付要領及び当該ハンドブックの内容を理解し、遵守することを誓約する旨の条項を設ける。
- この誓約は、事業計画書（様式2）に**チェックボックス**を設けることで担保する。
- 特に、①**子どもの安全管理**、②**適正な会計処理**、③**子どもの権利擁護（不適切な関わりの禁止）**、④**県による事業確認及び立入検査への協力**は、本補助金が子どもの安全・安心を最優先とするための根幹であり、違反した場合は交付取消し・返還（第18条）の対象となる。